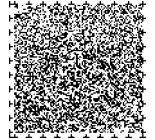




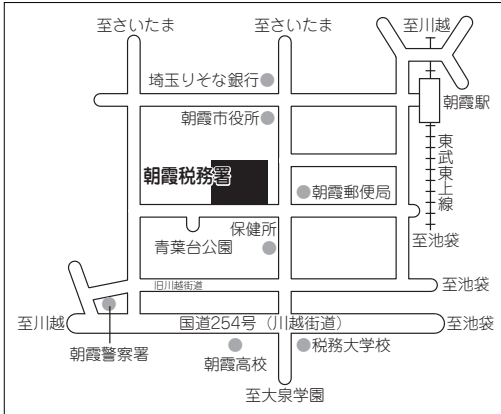
# 第10章 税金の控除・減免



## 税金の窓口

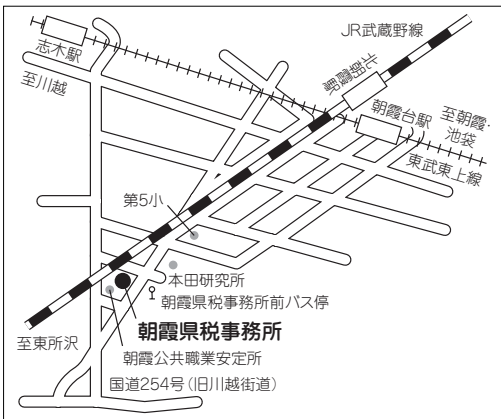
税金関係の相談や申請受付については、次の各機関で行っています。

### ● 朝霞税務署（所得税、消費税、相続税などの国税）



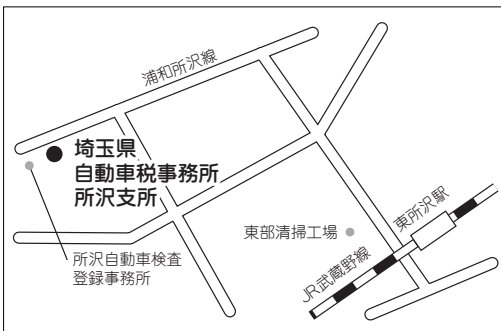
住所 〒351-8601 朝霞市本町1-1-46  
☎ 048-467-2211

### ● 朝霞県税事務所（個人事業税、自動車税・自動車取得税）



住所 〒351-0025 朝霞市三原1-3-1  
☎ 048-463-1671  
FAX 048-463-1675

### ● 埼玉県自動車税事務所所沢支所

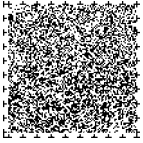


住所 〒359-0026 所沢市牛沼690-1  
☎ 04-2998-1321  
FAX 04-2991-1009

### ● 市役所課税課、収納課（市・県民税、軽自動車税）

E-mail kazeika@city.wako.saitama.jp / shuunouka@city.wako.saitama.jp





## 税金の控除・減免

### ● 所得税の障害者控除

心身障害者又は扶養義務者は、勤務先、税務署へ申告すると障害者控除が受けられ、税金が軽減されます。

- 【対象】**
- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者）
  - ② 療育手帳所持者（A・Aは特別障害者）
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級は特別障害者）
  - ④ 身体障害者手帳所持者（1・2級は特別障害者）
  - ⑤ 戦傷病者手帳所持者（特別項症～第3項症は特別障害者）
  - ⑥ 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者）
  - ⑦ 常に就床を要し複雑な介護を受けている人（特別障害者）
  - ⑧ 精神・身体に障害がある65歳以上の人で、①、②、④に準じるものとして市町村長等の認定を受けている人

- 【控除額】**
- 障害者控除（本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者）27万円
  - 特別障害者控除 40万円
  - 同居の特別障害者を扶養している人 配偶者控除又は扶養控除額+35万円（加算額）

- 【問合せ】** 朝霞税務署（→65ページ）

### ● 住民税の障害者控除

市役所課税課に申告すると障害者控除が受けられ、住民税が軽減されます。また、障害者本人の合計所得が年間125万円以下の人には非課税となります。

- 【対象】** 所得税控除対象者と同様

- 【控除額】**
- 障害者控除 26万円
  - 特別障害者控除 30万円
  - 同居の特別障害者を扶養している人 配偶者控除又は扶養控除額+23万円（加算額）

- 【問合せ】** 市役所課税課住民税担当

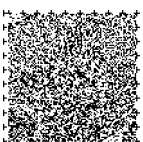
### ● 軽自動車税の減免

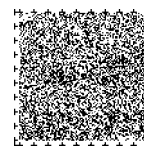
下記に該当する人が取得し、又は所有する軽自動車で、①、②に該当する人又は①に該当する人を常時介護する人で一定の要件に該当する人が運転する軽自動車の軽自動車税が減免される場合があります。詳しくは、担当までお問い合わせください。

- 【対象】**
- ① 身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち、歩行が困難な人
  - ② ①に該当する人と生計を一にする人

- 【注意事項】**
- ・ 納期限の7日前までに手続きが必要です。
  - ・ 減免台数は、1台です。

- 【問合せ】** 市役所収納課徴収担当





## ● 自動車税・自動車取得税の減免

埼玉県内に居住していて、下記に該当する人や家族が所有しているか、又は取得する自動車、専ら身体障害者の通院、通学、通勤又は日常生活の介護に使用する自動車の自動車税・自動車取得税が減免されます。

ただし、自動車税・自動車取得税の減免額には上限額が設定されます。

○自動車税 減免上限額 ⇒ 45,000円

○自動車取得税 減免上限額 ⇒ 150,000円（平成20年5月1日～）

### 【減免を受けることのできる障害の程度】

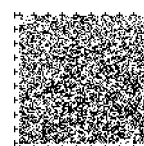
手帳の種類及び障害の区分		障害の級別（障害の程度）
身体障害者手帳	視覚	1級～3級、4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12
	聴覚	2級、3級
	平衡機能	3級
	音声機能又は言語機能	3級（喉頭が摘出された場合に限る）
	上肢	1級、2級
	下肢	1級～6級
	体幹	1級～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢 1級、2級 移動 1級～6級
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級
療育手帳（みどりの手帳）		㊦及びA
精神障害者保健福祉手帳		1級（自立支援医療費の受給者番号が記載されているものに限る）
戦傷病者手帳		恩給法に定める障害の程度で、減免の範囲が定められています。詳細については、自動車税事務所へ直接お尋ねください。

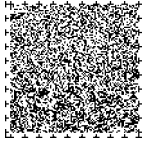
※障害名に複数の障害が記載されている場合（「半身不随」などのように上肢及び下肢の障害によるものも含みます）は、障害の区分ごとに判断します。

### 【申請に必要なもの】

	従来から使用している自動車	年度途中で新たに取得した自動車 年度途中で買い替えにより取得した自動車
必要書類	①納税義務者の印鑑（認印可） ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳（※実物を持参してください） ③運転者の運転免許証（表裏両面のコピー） ④自動車検査証 ⑤納税通知書 ⑥同一生計証明書又は常時介護証明書	①納税義務者の印鑑（認印可） ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳（※実物を持参してください） ③運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可） ④自動車検査証 ⑤自動車税・自動車取得税申告（報告）書 ⑥同一生計証明書又は常時介護証明書 ⑦買い替えの場合、これまで減免を受けていた自動車の一時抹消登録証明書又は登録事項等証明書もしくは名義変更後の自動車検査証（コピー可）
申請場所	自動車税事務所・同支所又は県税事務所	自動車税事務所・同支所

※⑥については、①～⑤を市役所社会福祉課（→10ページ）に持参して、発行を受けてください。





### 【注意事項】

- ・各手帳を交付申請中の人も仮申請ができます。手帳を受け取った日から30日以内に減免申請場所へ持参してください。
- ・減免台数は、障害者1人につき1台です。
- ・自動車取得税については、登録の日から30日以内に手続きが必要です。
- ・他の都道府県のナンバー、法人名義、事業用及びリース車両は、自動車税・自動車取得税の減免の対象となりません。

### 【問合せ】

埼玉県自動車税事務所 課税第二担当

〒331-8580 さいたま市西区中釘2152 ☎ 048-623-0228

埼玉県自動車税事務所 所沢支所

〒359-0026 所沢市牛沼690-1 ☎ 04-2998-1321

※朝霞税事務所（→65ページ）では、従来から使用している車の自動車税の減免に限り受け付けています。

## ● 相続税の障害者控除

障害者が財産を相続する場合、年齢に応じて相続税が軽減されます。

### 【対象】

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者）
- ② 療育手帳所持者（A・Aは特別障害者）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級は特別障害者）
- ④ 身体障害者手帳所持者（1・2級は特別障害者）
- ⑤ 戦傷病者手帳所持者（特別項症～第3項症は特別障害者）
- ⑥ 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者）
- ⑦ 常に就床を要し複雑な介護を受けている人で、①・②・④に準じるものとして市町村長等の認定を受けている人（障害者又は特別障害者）

### 【控除額】

障害者 (70-障害者の年齢) × 6万円

特別障害者 (70-障害者の年齢) × 12万円

### 【問合せ】

朝霞税務署（→65ページ）

## ● 贈与税の非課税

特別障害者が信託会社及び信託業務を営む金融機関に「特別障害者扶養信託契約」に基づく財産の合計を信託したときに信託受益権のうち6,000万円まで非課税となります。

### 【問合せ】

朝霞税務署（→65ページ）

## ● 預貯金等の利子にかかる税金の非課税制度（通称：「マル優制度」）

心身障害者の郵便貯金、少額預金、少額公債の利子がそれぞれ元金350万円までを限度として非課税になります。詳しくは、各金融機関・ゆうちょ銀行の窓口までお問い合わせください。

### 【対象】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人など

### 【手続】

非課税扱いを受けるためには、預け入れの際、金融機関窓口到手帳（住所・生年月日の記入がない場合には、住民票の写し等が必要となります）などを提示して、確認を受ける必要があります。

### 【問合せ】

各金融機関・ゆうちょ銀行

